

政治団体からの提出書類における名義人（届出人・宣誓人）の記載について

政治団体から県選挙管理委員会へ提出いただく次の書類の名義人欄について、従来の署名又は記名押印に加え、本人確認書類の提示又は写しの提出をしていただいた上で、記名のみによる提出もできるようになりました。

- ・政治団体設立届（郵送不可）
- ・政治団体届出事項等の異動届（郵送不可）
- ・政治団体解散届
- ・政治団体支部解散届
- ・特定パーティー開催計画書
- ・資金管理団体指定届
- ・資金管理団体指定取消届
- ・資金管理団体でなくなった旨の届
- ・資金管理団体届出事項の異動届
- ・収支報告書
- ・領収書等を徴し難かった支出の明細書

届出・収支報告書の名義人欄の記載方法

届出・収支報告書等の名義人の欄は、次の①～③のいずれかの方法から、政治団体の御都合に応じて適当なものを選択して記載してください。

①名義人本人による署名（自書）

代表者の氏名 愛媛 花子

名義人本人が、手書きで記載する方法です。

②記名＋押印（記名押印）

代表者の氏名 愛媛 花子 

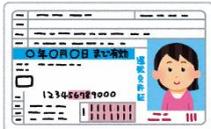
印刷・ゴム印等で印字した氏名、本人以外が記載した氏名は「記名」です。

③記名＋本人確認書類

代表者の氏名 愛媛 花子

+

(窓口等で提示又は写しの提出)



※名義人本人が、窓口に来庁した上で提示等を行う。

※名義人本人以外が来庁する場合は、別途委任状が必要。